

鳥取県建築関係団体活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県建築関係団体活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、建築関係法令又は建築物の設計、工事、維持管理におけるデジタル技術を活用した生産性向上等、建築行政の円滑な推進、建築物の品質向上及び建築に係る人材確保・育成に関する講習会の開催等を支援することにより、建築技術者の業務上必要な能力の向上及び知識の習得を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（次の各号に掲げる条件すべてに該当するものに限る。以下「対象団体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、県の他の助成制度を利用している者には、本補助金は交付しないものとする。

- (1) 県内に事務所を有し、建築業務に関して広域にわたって活動している実績があるか又は活動する計画があること。
 - (2) 代表者又は役員が、建築基準法（昭和25年法律第201号）若しくはこれに関係する法令に違反したことにより処分を受けていない者であるか又はその処分の日から5年を経過している者であること。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和8年2月27日を期限とし、原則として、補助事業を行う30日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金に係る経費の3割を超える減額に係る変更及び本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して様式第4号により報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に様式第4号により報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 対象者	3 補助対象経費	4 補助限度額
(1) 建築関係法令講習会等開催事業 建築物の設計者、監理者又は施工者に対して建築基準法（昭和25年法律第201号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関する知識を普及するための講習会等を広域にわたって開催するもの	建築に關係する業務を行う団体	次に掲げる講習会等に係る経費 ア 講師の謝金及び旅費 イ 会場使用料 ウ テキストの印刷製本又は購入に要する経費 エ 通信費運搬費 オ その他生活環境部長が特に必要と認める経費	600千円
(2) 建築BIM（※1）講習会等開催事業 建築物の設計者、監理者又は施工者に対して建築BIMに関する知識を普及するための講習会等を広域にわたって開催するもの	建築に關係する業務を行う団体	次に掲げる講習会等に係る経費 ア 講師の謝金及び旅費 イ 会場使用料 ウ テキストの印刷製本又は購入に要する経費 エ 通信費運搬費 オ その他生活環境部長が特に必要と認める経費	600千円

※1 コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、材料及び部材の仕様、性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県建築関係団体活動支援事業（変更）計画（報告）書

1 補助事業の名称	
2 事業の内容	
3 事業の実施（予定）年月日	
4 事業の完了（予定）年月日	
5 他の補助金活用の有無（※1）	有 • 無
6 消費税の取り扱いについて（※2）	

※1 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付してください。

※2 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県建築関係団体活動支援事業（変更）収支予算（決算）書

1 事業名

2 歳入予算（決算）

（単位：千円）

区分	予算額	決算（見込）額	摘要
合計			

3 歳出予算（決算）

（単位：千円）

区分	予算額	決算（見込）額	補助金対象経費（A）	その限度額（B）	算定基準額（C）＝（A）又は（B）の少ない方の額	交付申請額	摘要
合計							

注

- 1 摘要欄には、適宜算出根拠を記載すること
- 2 変更の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きで記載すること

添付書類 事業における領収書及び実施した事業の内容を示す書類

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県建築関係団体活動支援事業補助金交付（変更）決定通知書

令和 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県建築関係団体活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県建築関係団体活動支援事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第4号（第7条関係）

年　月　日

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県建築関係団体活動支援事業仕入控除税額確定報告書

年　月　日　第　号により交付決定のあった鳥取県建築関係団体活動支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 _____ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 _____ 円

4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額）

金 _____ 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法